

各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱

(平成31年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、甚大な自然災害が発生した際に、市内で当該自然災害による被害を受けた被災者に対し、その生活及び住宅の再建に資するため、被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。

(1) 岐阜県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されたもの

(2) 局地において相当程度の被害があり、市長が特に必要と認めるもの

2 この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

(1) 全壊世帯（当該自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用する住宅（以下「居住用住宅」という。）が全壊した世帯をいう。）

(2) 解体世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。）

(3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。）

(4) 大規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上の主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

(5) 中規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は

天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前３号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

（６）半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊した世帯（第２号から前号までに掲げる世帯を除く。）をいう。）

（７）床上浸水世帯（当該自然災害により居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯（前各号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

（支援対象者）

第３条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、この要綱の適用を受ける自然災害によりその居住用住宅が被害を受けた被災世帯の世帯主であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

（１）被害を受けた居住用住宅が本市に所在すること。

（２）法の規定による支援の対象とならないこと（中規模半壊世帯であって、その居住用住宅を賃貸する世帯の世帯主を除く。）。

２ 前項の場合において、対象となる一の居住用住宅に２以上の世帯が居住していたときは、当該２以上の世帯を一の被災世帯と、当該２以上の世帯の世帯主全員を一の被災世帯の世帯主とみなす。

（支援金の区分及び支給額）

第４条 支援金の区分は、基礎支援金（住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。以下同じ。）及び加算支援金（住宅の再建方法（建設、購入、補修又は賃借（賃貸住宅（公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第２条第２号に規定する公営住宅を除く。）に入居することをいう。）をいう。以下同じ。）に応じて支給する支援金をいう。以下同じ。）とする。

２ 支援金の額は、別表に定める区分に応じてそれぞれ同表に定める額を上限とし、予算の範囲内で決定するものとする。

（支給の申請）

第５条 支援金の支給を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給申請書（様式第１号。次項において「申請書」という。）に、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 基礎支援金 次に掲げる書類

ア 市が発行する罹災証明書

イ 被災世帯に属する者が被害を受けた居住用住宅に居住し、又は居住していたことを証する書類。ただし、自然災害が発生した時に本市の住民基本台帳に記録されている者については、当該書類の提出を省略することができる。

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 加算支援金 次に掲げる書類

ア 住宅の再建方法を明らかにする契約書の写し

イ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請書及び同項各号に定める書類（以下「申請書等」という。）の提出は、支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、行わなければならない。

（支給の決定及び支給）

第6条 市長は、申請書等の内容が適正であると認め、支援金を支給することを決定したときはその旨を各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支援金を支給しないことを決定したときは各務原市被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を支給する決定を受けた支援対象者から請求書（様式第4号）の提出を受けたときは、速やかに支援金を支給するものとする。

（状況報告）

第7条 加算支援金の支給を受けた支援対象者は、再建を完了した後速やかに、各務原市被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書（様式第5号）に申請書等の内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（支給の決定の取消し）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により支援金を支給する決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 申請書等の内容どおりに居住用住宅の再建をしなかったとき。

(3) その他市長が当該支給の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱の施行後に発生した自然災害に係るものについて適用する。

附 則（令和2年8月28日決裁）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年7月27日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計金額
	住宅の 被害の程度	金額	住宅の 再建方法	金額	
複数世帯	全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	50万円（法対象者にあっては、25万円）	50万円（法対象者にあっては、25万円）
	半壊	50万円	—	—	50万円
	床上浸水	30万円			30万円
単数世帯	全壊 解体 長期避難	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37万5,000円	112万5,000円
	大規模半壊	37万5,000円	建設・購入	150万円	187万5,000円
			補修	75万円	112万5,000円
			賃借	37万5,000円	75万円
	中規模半壊	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37万5,000円	37万5,000円
			賃借	37万5,000円（法対象者にあっては、18万7,500円）	37万5,000円（法対象者にあっては、18万7,500円）
	半壊	37万5,000円	—	—	37万5,000円
	床上浸水	22万5,000円			22万5,000円

備考

- この表において「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- この表において「単数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- この表において「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。
- 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も

高いものとする。

- 5 支援対象者が居住用住宅の所有者でない場合（居住用住宅の所有者が支援対象者と同一の世帯に属する場合を除く。）は、この表に規定する額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を上限とする。

各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱第 5 条第 1 項の規定により、被災者生活・住宅再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名：

支給番号

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：）

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（ 単数 ・ 複数 ）

②世帯主の氏名

（ふりがな）

③被災した住宅の住所

〒 岐阜県各務原市

④世帯員の氏名（初めて申請される方は必ず記入してください。）

氏 名		世帯主との続柄	氏 名		世帯主との続柄
1			4		
2			5		
3			6		

2 被災世帯の現住所等を記入してください。

現住所	〒
電話番号	（ ）

3 住宅の被害状況を○で囲んでください。（被災日： 年 月 日）

被害状況 （全壊・半壊解体・敷地被害解体・ 長期避難・大規模半壊・ 中規模半壊・半壊・床上浸水）

（半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：）

4 支援金の申請額について

①申請する基礎支援金について、申請額を記入してください。

(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区分	今回申請 (A)		受給済 (B)		備考 (添付書類等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	万円 (万円)	万円 (万円)			罹災証明書 被災した住宅に居住し、又は居住していたことを証する書類 その他 ()
解体 (半壊・敷地被害)	万円 (万円)	万円 (万円)			
長期避難	万円 (万円)	万円 (万円)			
大規模半壊	万円 (万円)	万円 (万円)	万円 (万円)	万円 (万円)	
中規模半壊	—	—	—	—	
半壊	万円 (万円)	万円 (万円)	万円 (万円)	万円 (万円)	
床上浸水	万円 (万円)	万円 (万円)			
申請額 (A-B) :					万円

②申請する加算支援金について、申請額を記入してください。

区分	今回申請 (C)		受給済 (D)		備考 (添付書類等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	万円 (万円)	万円 (万円)			契約書の写し その他 ()
補修	万円 (万円)	万円 (万円)			
賃借 ※公営住宅入居者を除く。	万円 (万円)	万円 (万円)	万円 (万円)	万円 (万円)	
申請額 (C-D) :					万円

(注1) 備考欄の添付書類は、該当するものを○で囲んでください。ほかに添付書類がある場合は、書類の名称を記入してください。

(注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は、受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

(注3) 世帯主が被災した住宅の所有者でない場合（被災した住宅の所有者が世帯主と同一の世帯に属する場合を除く。）は、() 内の額により計算した金額を「申請額」の欄に記入してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

各務原市指令 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書

年 月 日に申請があった被災者生活・住宅再建支援金については、下記のとおり支給することを決定しましたので、各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

（１）支給決定額 円

（２）支給の対象
被災者生活・住宅再建支援金支給決定明細書のとおり

（３）支給条件
ア この支援金について、各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱に規定する目的以外の目的又は不当な支出等があったときは、支援金の返還を命ずるものであること。
イ 住宅の再建方法の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。
ウ 住宅の再建が完了したときは、各務原市被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書を提出すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

各務原市指令 号
年 月 日

様

各務原市長

印

各務原市被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書

年 月 日に申請があった被災者生活・住宅再建支援金については、審査の結果、下記の理由により不支給とすることに決定しましたので、各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

（理由）

様式第4号（第6条関係）

請 求 書

（宛先）各務原市長

金 円 也

ただし、被災者生活・住宅再建支援金として

支給決定年月日： 年 月 日

支給決定番号：各務原市指令 号

（内 訳）

（1）基礎支援金 円

（2）加算支援金 円

円

なお、上記金額について下記の口座に振込みいただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

〔振込み先〕

金融機関名・支店名

口座種別・口座番号

口座名義人氏名（カナ）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者
住所

氏名

各務原市被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け 号で支給決定のあった被災者生活・住宅再建
支援金について住宅の再建が完了しましたので、各務原市被災者生活・住宅再建
支援金支給要綱第 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（1）住宅再建の完了日

（2）住宅の再建方法

（3）添付書類

別添のとおり

- ・支払ったことが分かる領収書等
- ・居住の実態が分かる書類等